

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

| | |
|---|----|
| ○公金の収納の事務を委託した件 | 三三 |
| ○保安林の指定施業要件を変更した件 | 三四 |
| ○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 | 三四 |
| ○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 | 三四 |
| ○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 三四 |
| ○土地収用法により収用又は使用の手続を開始した件 | 三四 |
| ○道路の区域を変更する件 | 三五 |
| ○一般競争入札を行う件 | 三五 |
| ○福島県教育委員会 | 三五 |
| ○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 | 三五 |
| ○福島県選挙管理委員会 | 三五 |
| ○政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があった件三件 | 三五 |
| ○福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 | 三五 |
| ○令和四年二月二十二日付け号外第十号中 | 三五 |
| ○令和四年六月二十四日付け号外第三十八号中 | 三五 |

告 示

福島県告示第四百三十九号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定により、

公金の収納の事務を令和五年四月一日次のとおり委託した。
 令和五年七月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 1 太陽の国クリニック手数料収納の事務
 - 2 太陽の国交流センター使用料収納の事務
 - 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 社会福祉法人福島県社会福祉事業団
 - 2 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三
- 三 収納の事務を委託する期間
 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

（保健福祉総務課）

福島県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和五年七月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市平上片寄字下平四五の二、七二、八〇の一、八〇の二、一一一、一一二の二、一一六
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (二) 主伐は、択伐による。
 - (3) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度
 - (二) 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市平上片寄字大藤四九、五〇
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市平大室字白土九〇、字井戸作六四の一から六四の三まで、六五
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市平中塩字岸五八の二
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市平馬目字作ノ内二二七、二二八
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町柴原字ラトシーの三、一の一六から一の一八まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字沼一四
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字江田六〇
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町上小川字横川六四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和五年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平下大越字北萱野八六から八八まで、一二七の一、一二七の二、一二八の一、一二九の一、一三〇の一、一三一の一、一三二の一

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平藤間字鯨三〇の二、三二の一、三二の二、三三の二から三三の四まで、

五七

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平藤間字北谷地一〇六の七から一〇六の一一まで、一〇六の二六

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市三和町中寺字関所五五の一、五五の三、五五の四、字館下九四、一四四、一四七、一七二から一七四まで、一七五の二から一七五の一七まで、一七五の二八、一七五の五七、一七五の六〇、一七五の六二、一七五の六四

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年七月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 船木哲治 船木万次 吉津嘉市 吉津七郎 吉津忠五郎 渡部武一 尾形秀広 本名ミトリ 梁取菊三郎 馬場弘喜 佐藤豊子 佐藤勉 三瓶光義 三瓶日支秋 長谷部一三 長谷部正一郎 佐藤明 佐藤辰雄 長谷部エツ 佐藤リツコ 佐藤マサエ 佐藤庄右エ門 中野アイシ 長谷部マサ子 吉田貞夫 長谷部悟 長谷部フサエ 長谷部新 吉田清美 長谷部亨 佐藤源一郎 長谷部勝美 吉田哲三 三瓶孝正
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年農林水産省告示第六百十八号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続を開始する旨起業者福島県から申立てがあった。

令和五年七月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 事業の種類
 - 県道会津若松三島線改築工事（大谷工区）
- 二 収用の手続を開始する起業地
 - 大沼郡三島町大字宮下字牧ノ原地内
- 三 使用の手続を開始する起業地
 - 大沼郡三島町大字宮下字牧ノ原地内
- 四 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
 - 三島町役場産業建設課

（土木総務課用地室）

福島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

| 路線名 | 区間 | 変更前の 変更後の の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------------|--|--------------------|-----------------------------|----------------|
| 一般国道 一一四号 | 双葉郡浪江町大字下津 島字阿掛一番六地先か ら 同郡同町大字赤字 木字塩浸四番一地先ま で | 変更前 変更後 | 七・五 一八・八 一一・四 四三・三 | 三〇一・八 三〇一・八 |

（道路計画課）

公 告

公告第144号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるリアルタイム線量測定システム（25式）更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年7月21日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 リアルタイム線量測定システム（25式）更新業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年8月18日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室

電話024-521-8498

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年7月21日（金）から同年8月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和5年9月1日（金）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁北庁舎2階小会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年8月31日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Updated version of the real-time radiation dose measurement system (25 units) 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 1 September 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 31 August 2023
- (4) Contact point for the notice: Radiation Monitoring Unit, Nuclear Power Safety Division, Risk Management Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-8498

(原子力安全対策課放射線監視室)

福島県教育委員会

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）を「特定新型コロナウイルスエンザ等（新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型コロナウイルスエンザ等で、当該新型コロナウイルスエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（教育長が定めるものに限る。）をいう。）に改め、「緊急に」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（職員課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された令和元年及び令和二年分の収支報告書について、自由民主党下郷町支部の会計責任者から訂正の届出があったので、令和元年及び令和二年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和五年七月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

令和元年分（令和二年十一月二十七日付け号外第五十七号別冊）

通常・政党（国会議員関係政治団体を除く。）の表自由民主党下郷町支部の項を次のとおり訂正する。

| | | |
|------|-----|-----|
| 訂正箇所 | 訂正後 | 訂正前 |
|------|-----|-----|

| | | | |
|----------|--------|---------|---------|
| 収入・支出の総額 | 収入総額 | 560,663 | 559,463 |
| 収入の内訳 | その他の収入 | 37,800 | 36,600 |

令和二年分（令和三年十一月二十六日付け号外第七十号別冊）
通常・政党（国会議員関係政治団体を除く。）の表自由民主党下郷町支部の項を次のとおり訂正する。

| | | | |
|----------|-------|---------|---------|
| 訂正箇所 | 訂正後 | 訂正前 | |
| 収入・支出の総額 | 収入総額 | 426,098 | 424,898 |
| 収入の内訳 | 前年繰越額 | 393,098 | 391,898 |

福島県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された令和三年分の収支報告書について、郡山市私立幼稚園・認定こども園幼児教育振興会の会計責任者から訂正の届出があったので、令和三年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和五年七月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

令和三年分（令和四年十一月二十五日付け号外第六十五号別冊）
通常・その他の政治団体（国会議員関係政治団体を除く。）の表郡山市私立幼稚園・認定こども園幼児教育振興会の項を次のとおり訂正する。

| | | | |
|----------|--------|---------|---------|
| 訂正箇所 | 訂正後 | 訂正前 | |
| 収入・支出の総額 | 収入総額 | 926,648 | 886,648 |
| 収入の内訳 | その他の収入 | 366,713 | 326,713 |

福島県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された令和三年分の収支報告書について、JAM南東北政治連盟の会計責任者から訂正の届出があったので、令和三年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和五年七月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤俊博

令和三年分（令和四年十一月二十五日付け号外第六十五号別冊）
通常・その他の政治団体（国会議員関係政治団体を除く。）の表J A M南東北政治連
盟の項を次のとおり訂正する。

| 収入・支出の総額 | 訂 正 箇 所 | | 訂 正 後 | 訂 正 前 |
|----------|---------|-------|---------|---------|
| | 支出総額 | 政治活動費 | | |
| 支出の内訳 | 政治活動費 | 組織活動費 | 708,262 | 712,612 |
| | | 計 | 708,262 | 712,612 |

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があつたので、次のとおり登載する。

令和五年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和四年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

福島県市町村職員共済組合
理事長 木幡浩

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び同法施行規程第67条の2の規定並びに福島県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、令和4年度決算の要旨を公告する。

令和5年6月28日

福島県市町村職員共済組合
理事長 木幡 浩

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

| 経理区分 | 短期 | 厚生年金 保 険 | 退職等 年 金 | 経過的 長 期 | 退職等年金 預託金管理 | 経過的長期 預託金管理 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | |
|---------|-----------|-------------|------------|------------|----------------|----------------|-----------|---------|-----------|------------|------------|-----------|
| 資 産 | 流動資産 | 4,502,137 | 2,412 | | | 62,854 | 558,654 | 842,106 | 690,154 | 390,640 | 905,873 | 68,176 |
| | 固定資産 | | | | | 2,308,000 | 5,943,748 | 127 | | 1,882,400 | 28,513,872 | 3,002,993 |
| | 繰延資産 | | | | | | | | | 677 | | |
| 資産合計 | 4,502,137 | 2,412 | 0 | 0 | 2,370,854 | 6,502,402 | 842,233 | 690,154 | 2,273,717 | 29,419,745 | 3,071,169 | |
| 負 債 | 流動負債 | 18,621 | 2,412 | | | | | 1,659 | 4,296 | 65,280 | 27,354,804 | |
| | 固定負債 | 1,206,116 | | | | 2,370,854 | 6,502,402 | 202,007 | 12,990 | 350,787 | 34,615 | 2,347,730 |
| | 負債合計 | 1,224,737 | 2,412 | 0 | 0 | 2,370,854 | 6,502,402 | 203,666 | 17,286 | 416,067 | 27,389,419 | 2,347,730 |
| 資 本 | 資本剰余金 | | | | | | | | | 1,015,038 | | |
| | 利益剰余金 | 3,277,400 | | | | | | 638,567 | 672,868 | 842,612 | 2,030,326 | 723,439 |
| | 資本合計 | 3,277,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 638,567 | 672,868 | 1,857,650 | 2,030,326 | 723,439 |
| 負債・資本合計 | 4,502,137 | 2,412 | 0 | 0 | 2,370,854 | 6,502,402 | 842,233 | 690,154 | 2,273,717 | 29,419,745 | 3,071,169 | |

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

| 経理区分 | 短期 | 厚生年金 保 険 | 退職等 年 金 | 経過的 長 期 | 退職等年金 預託金管理 | 経過的長期 預託金管理 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | |
|-------------------|------------|-------------|------------|------------|----------------|----------------|---------|---------|----------|---------|---------|--------|
| 収 入 | 負担金 | 7,620,575 | 19,407,846 | 1,019,793 | 134,461 | | 275,316 | 232,964 | | | | |
| | 掛金 | 7,702,040 | 12,398,017 | 1,019,781 | | | | 228,972 | | | | |
| | 施設収入・商品売上 | | | | | | | | 295,161 | | | |
| | 利息及び配当金 | 217 | | | | 23,353 | 2,103 | 87 | 36 | 3 | 273,870 | |
| | その他の収入 | 961,257 | | | | | | 113,375 | 42,589 | 39,093 | 13,284 | 38,375 |
| | 他経理からの繰入金 | | | | | | | 52,330 | | 170,000 | | |
| 前年度繰越支払準備金 | 1,055,080 | | | | | | | | | | | |
| 計 | 17,339,169 | 31,805,863 | 2,039,574 | 134,461 | 23,353 | 2,103 | 441,108 | 504,561 | 504,257 | 287,154 | 38,375 | |
| 支 出 | 給付 | 7,966,857 | | | | | | | | | | |
| | 役職員給与 | | | | | | 165,455 | 24,466 | | 19,323 | 11,796 | |
| | 旅費・事務費 | | | | | | 21,527 | 2,657 | 2,786 | 2,490 | 538 | |
| | 商品仕入 | | | | | | | | 194 | | | |
| | 飲食材料費 | | | | | | | | 52,254 | | | |
| | 委託費 | | | | | | 6,497 | 7,560 | 14,151 | | 105 | |
| | 支払利息 | | | | | 23,353 | 2,103 | | | 163,969 | 23,352 | |
| | 連合会払込金 | 190,285 | | | | | | | | | | |
| | 負担金払込金 | | 19,407,846 | 1,019,793 | 134,461 | | | | | | | |
| | 掛金払込金 | | 12,398,017 | 1,019,781 | | | | | | | | |
| | 事務費負担金払込金 | | | | | | | 122,255 | | | | |
| | 連合会拠出金 | 715,293 | | | | | | | | | | |
| | 退職者給付拠出金 | 85 | | | | | | | | | | |
| 他経理への繰入金 | 52,330 | | | | | | | 120,000 | | 50,000 | | |
| その他の支出 | 6,988,279 | | | | | | 87,141 | 353,664 | 451,077 | 16,846 | 5,700 | |
| 次年度繰越支払準備金 | 1,206,116 | | | | | | | | | | | |
| 計 | 17,119,245 | 31,805,863 | 2,039,574 | 134,461 | 23,353 | 2,103 | 402,875 | 508,347 | 520,462 | 252,733 | 41,386 | |
| 差引当期利益金又は当期損失金(△) | 219,924 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38,233 | △ 3,786 | △ 16,205 | 34,421 | △ 3,011 | |

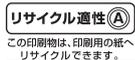
正
誤

○令和四年二月二十二日付け号外第十号中

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------|-------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------------|---------------|--|--|--------|-------|-------|-----------|---------------|-------------------|-------|-------|-----------------------|---------------|---|--|--------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|-------------|------------|--------------|----------------|----------------------------------|-------|--|-----|
| | | | | | | 一 | ページ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 下 | 段 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 八 | | | | 四 | 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>100年のまち づくり協議会</td> <td>太田 淳一</td> <td>太田 淳一</td> <td>南相馬市原町区橋本町 二一九七―一九</td> <td>令和三年一 月二七日</td> </tr> </table> | | 100年のまち づくり協議会 | 太田 淳一 | 太田 淳一 | 南相馬市原町区橋本町 二一九七―一九 | 令和三年一 月二七日 | <table border="1"> <tr> <td>星北斗後援会</td> <td>佐藤 武寿</td> <td>矢吹 孝志</td> <td>福島市新町四―三二</td> <td>令和四年一 月一九日</td> </tr> <tr> <td>100年のまち づくり協議会</td> <td>太田 淳一</td> <td>太田 淳一</td> <td>南相馬市原町区橋本町 二一九七―一九</td> <td>令和三年一 月二七日</td> </tr> </table> | | 星北斗後援会 | 佐藤 武寿 | 矢吹 孝志 | 福島市新町四―三二 | 令和四年一 月一九日 | 100年のまち づくり協議会 | 太田 淳一 | 太田 淳一 | 南相馬市原町区橋本町 二一九七―一九 | 令和三年一 月二七日 | <p>2 国会議員関係政治団体以外の政治団体</p> <table border="1"> <tr> <td>星北斗後援会</td> <td>佐藤 武寿</td> <td>矢吹 孝志</td> <td>福島市新町四― 三二</td> <td>星 北斗 参議院議員</td> <td>令和四年一 月一九日</td> </tr> <tr> <td>政治団体の名 称</td> <td>代表者の氏 名</td> <td>会計責任者 の氏名</td> <td>主たる事務所の 所在地</td> <td>公職の候補 者の氏名及 び公職の種 類(番号)</td> <td>届出年月日</td> </tr> </table> | | 星北斗後援会 | 佐藤 武寿 | 矢吹 孝志 | 福島市新町四― 三二 | 星 北斗 参議院議員 | 令和四年一 月一九日 | 政治団体の名 称 | 代表者の氏 名 | 会計責任者 の氏名 | 主たる事務所の 所在地 | 公職の候補 者の氏名及 び公職の種 類(番号) | 届出年月日 | <p>二 二 国会議員関係政治団体以外の政治団体</p> <p>二 一 法第十九条の七第二項第二号に係る国会議員関係政治団体</p> <p>二 二 その他の政治団体</p> | 誤 正 |
| 100年のまち づくり協議会 | 太田 淳一 | 太田 淳一 | 南相馬市原町区橋本町 二一九七―一九 | 令和三年一 月二七日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 星北斗後援会 | 佐藤 武寿 | 矢吹 孝志 | 福島市新町四―三二 | 令和四年一 月一九日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100年のまち づくり協議会 | 太田 淳一 | 太田 淳一 | 南相馬市原町区橋本町 二一九七―一九 | 令和三年一 月二七日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 星北斗後援会 | 佐藤 武寿 | 矢吹 孝志 | 福島市新町四― 三二 | 星 北斗 参議院議員 | 令和四年一 月一九日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政治団体の名 称 | 代表者の氏 名 | 会計責任者 の氏名 | 主たる事務所の 所在地 | 公職の候補 者の氏名及 び公職の種 類(番号) | 届出年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○令和四年六月二十四日付け号外第三十八号中

| | |
|-----------|-----|
| 一 | ページ |
| 上 | 段 |
| ら二 後ろか | 行 |
| 内海 基 | 正 |
| 内海 新 | 誤 |



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一 印刷